

月刊 労運研レポート No. 10

2015年4月10日号

・ 巻 頭 言「官製春闘第2弾で格差は解消できるのか」	伊藤彰信	2P
・ たたかいの報告		
・ 「翁長県政の下での辺野古の闘い」	福元勇司	3P
・ 「15春闘と郵政ユニオンのたたかい」	須藤和弘	5P
・ 「ユニオン全国同時アクション」	岡本哲文	7P
・ 「福島連帯キャラバン」	松本耕三	8P
・ 「混合組合に関する最高裁決定についての声明」	大阪教育合同労働組合	10P
・ ひとこと	編集部	12P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信 ■年間誌代:2000円

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

官製春闘第2弾で格差は解消できるのか

伊藤彰信（労運研共同代表）

3月18日を皮切りに中核組合に賃上げ回答が示された。トヨタはベア4,000円、定昇7,300円で11,300円の賃上げ。日産はベア5,000円、定昇6,000円で11,000円の賃上げ。電機はシャープを除いてベア3,000円。一時金でも、トヨタが6.8カ月、日産が5.7カ月、日立が5.72カ月と昨年を上回る状況である。政府、経済界、労働界ともに「経済の好循環に向けた道筋をつけた」と評価している。

しかし、日銀の14年度の消費者物価上昇率の見通しは2.9%であり、これら大企業の回答水準でやっと物価上昇に追いつくかどうかである。「昨年を超える賃金回答」とマスコミは騒いでいるが、1997年以来先進国で唯一賃金水準の低下をたどってきた原因は、大企業労組の賃上げ自粛と働いてもまともな生活ができない年収200万円にも満たないワーキングプアと呼ばれる非正規労働者の増大であった。この社会構造を変える展望をつかむことができたのだろうか。

「経済の好循環実現に向けた政労使会議」による「官製春闘」がはじまって、今年は2年目になる。私は、安倍首相が使用者に賃上げを要請するなら、その前に首相として自らできることやって模範を示すべきだと言ってきた。ひとつは最低賃金の引き上げであり、もうひとつは公務員の賃金の引き上げである。最低賃金の引き上げは格差問題に取り組む先進諸国での重要課題になっている。民間中小へ賃上げを波及させるためには、公務員の賃上げが一つの地域指標であり、同時に発注単価の引き上げ、下請け単価引き下げ防止策の徹底が行われなければならない。これらの点を欠いた「官製春闘」は、成長産業の上層部の労働者を買収し、おこぼれを与えるだけの春闘に終わってしまう。

私は、賃上げが物価上昇を上回るかどうかだけを問題にするつもりはない。デフレの時には賃金を下げるべきだと言う論理になりかねないからである。ただ、生産性基準原理や経済整合性論を掲げる労働組合が、自らの産業の労働市場に規制力を発揮する本当の意味での「産別自決」を実施しているのか、企業業績に基づく単なる企業内賃上げの総和を「産別自決」と呼んでいるかを問いたいと思う。

マスコミは「ベア最高水準が中小企業、非正規労働者に波及するか？」と書き立てているが、それは、中小企業労働者、非正規労働者のたたかいにかかっている。資本にとって「生かさず、殺さず」の存在であるこれら労働者が、本当に生活向上を勝ち取るには、自らたたかい獲る以外にないのである。賃金は生活の糧である。生活実態に基づく賃上げ要求ほど、力強いものはない。

中小企業労働者、非正規労働者のたたかいが山場にさしかかっているが、非正規労働者春闘、コミュニティ春闘と呼ばれる状況を労働者の連帯でどこまで作りだすことができるのかが問われている。

たたかいの報告

沖縄発

翁長県政の下での辺野古の闘い

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合
執行委員長 福元 勇司

「構造的差別」下にある沖縄

1952年4月28日、敗戦から7年の時を経て、サンフランシスコ講和条約で日本は国際社会に復帰しましたが、沖縄県、奄美諸島、小笠原諸島は、旧日米安保条約により日本から切り離され、アメリカの軍事植民地として、極東における前線基地を強いられました。

沖縄は、1972年に日本に復帰する迄、アメリカの施政権下で国会議員も憲法もなく、基地建設に必要な土地は県民から強制収用されていました。また、1950年代に本土で基地の反対運動が激化すると、岐阜や山梨にいた海兵隊は沖縄に移されました。このような経緯もあり、今日では在日米軍専用施設の74%が沖縄に集中するという過重な基地負担の恒常化状態（「構造的差別」）が作られました。日米安保の不条理を沖縄に押し付けている間、日本は高度経済成長し戦後復興を果たしました。沖縄への「構造的差別」は復帰後も続き、今また普天間基地の危険性除去を名目に、代替施設を沖縄（辺野古）へ押し付けようとしています。

沖縄を犠牲にした日本の安全保障政策はもうやめるべきです。

翁長知事の誕生

沖縄では、2014年1月の名護市長選、11月の知事選、12月の衆院選の全てに辺野古新基地建設に反対の候補者が選ばれました。特に知事選では、半年以上前から候補者選考が始まりました。選考対象は保革を超えて辺野古新基地建設阻止の一点に絞って進められ、革新側が最終調整したのは、自民党県連の元幹事長、翁長雄志さんでした。当時は現職の那覇市長で、前回の知事選では、前知事の選対本部長でした。一方で、2007年9月の『高校歴史教科書の検定意見撤回を求める県民大会』では市長会会長として発言し、また、2013年1月の『NO オスプレイ東京集会』では、41全市町村長を代表して「オール沖縄で希望と勇気を持って立ち上がった。私たちは基地で飯を食べている



3.22 官邸前での連帯行動

のではない。基地収入は沖縄の5%・米軍基地は最大の障害・沖縄は国に甘えていると言うが、国が沖縄に・・・と核心を突いて訴えました。沖縄の歴史的、政治的課題を、県民の立場で国に意見するリベラル保守で、「オール沖縄」という言葉も当時から使っていました。

選挙演説では、「保革で対立する場合ではない」「互いの良さを認めよう」「腹8分腹6分」「イデオロギーよりアイデンティティー」「誇りある豊かさを」と、保革を超え新基地建設阻止の1点でつながろうとするキーワードで県民の心を掴みました。結果は、10万票もの大差で新知事が誕生しました。

「オール沖縄」の県民運動

選挙結果に表れた民意は明確にも拘らず、政府は県と協議することなく作業を強行しています。

これに対して県民は、体を張って意思表示を行っています。辺野古シュワップゲート前では工事機材の搬入を止めようと24時間座り込み、大浦湾では小型船やカヌーで埋め立て工事を止めようと非暴力の抗議を続けています。

昨年7月の工事着工以降、8月、9月には辺野古で、10月、12月には県庁包囲で数千人規模の集会を持ち「辺野古新基地建設反対」の揺ぎ無い民意を繰り返し示してきました。

国は海保や警察を動員し自らの意思で集まった人々を暴力的に排除し怪我を負わせています。海上では、数十トンものブロックを沈めサンゴを押し潰しています。知事が工事中断を申し入れても、国は作業を止めていません。

2月の辺野古での5回目の県民集会では、集会前にゲート前で平和運動センターの山城博治議長と他の男性1人がシュワップ警備員に基地内に引きずり込まれ米軍によって拘束されるという異常事態が起きました。

3月は大浦湾を望む名護市瀬高の浜で副知事が参加した6回目の県民集会になりました。「一人一人の主體的な行動」「オール沖縄のぶれない民意」が知事を支え新基地をはね返す事を共有しました。

知事の決断

翁長知事は昨年12月の就任式で、普天間基地の辺野古移設を阻止し、県外・国外移設を目指すと公言し、同下旬には就任あいさつで上京しましたが、首相や官房長官は日程調整の困難さを理由に会っていません。

知事は、政府が辺野古に関して沖縄県との協議の機会を設けない中、前知事による「辺野古の埋め立て承認」の撤回・取り消しを念頭に、承認手続きに瑕疵がなかったかを検証する弁護士や有識者による専門家チームを1月に発足させました。そして、検証終了まで移設作業を見合わせるよう防衛局に申し入れましたが、政府はボーリング調査を再開しました。

県は2月26日、防衛局が海底に沈めたブロックが許可区域外でサンゴ礁を損傷していることを現地調査で確認し、更なる調査が必要として、3月23日に全ての移設作業を7日以内に停止するよう沖縄防衛局に指示しました。従わない場合は岩礁破碎許可を取り消す考えも示しました。翌日、

防衛省（国）は農相（国）に不服申し立てをして県の指示の効力停止を求めました。農相は30日、知事が出した作業の停止指示の効力を一時的に停止すると決定しました。

知事は、県独自の外交ルートでアメリカと話し合うためワシントンに事務所開設を進めています。更に、アメリカ政府へ民意を直接伝えるため4月以降に知事を先頭に県議や市町村長、経済団体の長を伴った訪米も計画しています。

私たちは、県民世論を国民世論にまで上げ両政府が新基地建設を断念するまで、知事と共に「オール沖縄」で県民運動を進めていきます。

郵政ユニオン発

15春闘と郵政ユニオンのたたかい

郵政産業労働者ユニオン
書記長 須藤 和広

郵政ユニオンの15春闘は、昨秋の11月30日「労契法20条裁判勝利！15春闘勝利！中央総決起集会」から始まった。郵政ユニオンは、これまでも「非正規春闘」を掲げてきたが、要求交渉、そして職場からのたたかいを中心とした企業内のたたかいという側面が強かった。対外的には、「非正規社員65歳定年制無効裁判」や個別の「雇い止め撤回裁判」などで多くの支援共闘を得てきたが、昨年提訴した「労契法20条裁判」は、全ての「不合理な格差」を明るみに出し、2000万非正規労働者の決起と連帯を追求したものである。

15春闘の全体情勢は省くが、郵政では、2015年4月から「新人事・給与制度」が本格実施され、郵政版「限定正社員」というべき「(新)一般職」の新規採用が始まった。

郵便事業や窓口業務を行う日本郵便は、慢性的な赤字体質であり、一方、ユニバーサルサービスを義務付けられている。また、労働集約型業態であり非正規雇用率の高さとも相まって、各郵便局では深刻な人手不足が蔓延している。

今秋には、持株会社である日本郵政と子会社のゆうちょ銀行、かんぽ生命保険が、同時に株式上場することが発表された。これは、形式的民営化から投資家利益・株主配当が経営の最優先課題となる本格的民営化を意味する。日本郵政グループは、3年間で1兆3000億円の設備投資（中期



経営計画) やオーストラリア物流企業を6200億円で買収するなど、膨大な内部留保で「企業価値を高める投資」を行ってきた。

これらの情勢の中で、郵政ユニオンの15春闘課題は、全社員の大幅賃上げ、非正規雇用労働者の処遇改善・均等待遇、正社員化と大幅増員要求を軸に「行動する春闘」として第三波行動まで企画したたかってきた。

第一波行動は、3月2日日本郵政本社前に全国から非正規組合員が結集し、共闘の仲間を含め200名以上が参加して本社前集会を行った。集会の前段に、昨秋から取り組んだ「正社員化と均等待遇」署名28,426筆を非正規の仲間4人が本社内で手渡してきた。この署名は、5年前から取り組んでいるが、20条裁判もあって過去最高となった。午後から衆議院議員会館での集会は、非正規組合員30名をはじめ120名が参加した。この集会に先立って、「非正規雇用議連」の各議員に対して集会参加の要請行動も行ってきたが、民主党から鈴木克昌衆議院議員、共産党から吉良よしこ参議院議員、梅村、田村両衆議院議員(総務委員)も参加した。また、郵政20条裁判を支える会共同代表の竹信美恵子和光大学教授からミニ講演を受け、集会メインの非正規からの訴えを27人が発言した。それぞれの発言は、職場での不安や悩み、現状への怒りなど深刻な重い内容ですが、20条裁判のたたかいは、希望の光だ、声を上げることから始めようと意気盛んな集会となった。

第二波行動は、3月16日全国ストライキで決起した。日本郵政グループは、回答指定日の11日、第5回賃金交渉で「回答できる段階に至っていない」とだけコメントしてきた。翌々日13日、第6回賃金交渉でようやく第1次回答を出してきたが、「非正規の賃上げは別途回答。均等待遇には応じられない。正社員の賃上げは困難」などまったく無内容なものであり、中央闘争本部は、予定通り16日ストライキに突入することを全国に指令した。

全国ストライキは、全国24職場で非正規組合員11名を含む75名がストライキに突入した。それぞれの拠点職場ではストライキにあわせて郵便局前などで、多数の地域の共闘の力を得て集会宣伝行動



を行ってきた。スト拠点以外でも札幌中央局や千葉佐倉局、高松中央局をはじめ多くの郵便局前で宣伝行動を行った。東京地本と関東地本を中心とする本社前集会の180人と合わせ、全国で1000人以上が参加した。

そして、多くの地域でこの郵政ストが地域春闘の結集軸となっていることを示すものとなった。また、神戸東播支部垂水分会はスト参加10名中9名が非正規組合員で成功させ、各地の集会でも「非正規の処遇改善」「20条裁判勝利」が大きくアピールされた。

会社の第2次回答がスト当日16日夕方に示された。スト当日の再回答は初めてであり、「契約社員の賃金改善を行う」との文言を引き出した。しかし、具体的金額は別途回答というものであり、再々回答を求めてきた。

19日は連合JP労組の回答指定日である。私たちには第3次回答として19日示してきた。回答内容は、①月給制契約社員ベア1000円。時給制契約社員ベアなし、スキルBの資格給を10円引き上げ、「運送」の資格区分にAランクを新設する。②正社員ベア一人平均1000円、年間一時金3・8月（昨年3・5月）、業績により年度末に「特別手当」支給。③郵便・物流事業での新規採用を大幅増員し、約1800人の正社員増とする。など契約社員の均等待遇要求にはまったく答えない内容である。

この回答は、世間相場にも程遠い超低額回答であり、非正規社員にとっては、格差拡大の内容となっている。すでに連合JP労組が妥結しているという情報もあり、この内容で妥結したことに正直びっくりしたが、19日第8回賃金交渉の場で強く再考を求めた。

祝日連休明けの23日、24日、第三波行動は、東京での本社前集会、大阪での近畿支社前行動などを中心に全国で宣伝抗議行動を行った。この宣伝抗議行動は、「超低額・格差拡大」回答を行った会社側にはもちろんだが、早々に妥結したJP労組の役割を暴露するものとして職場労働者の共感を得るものとなった。

郵政ユニオンは、3月27日第9回交渉の場で、期間雇用社員など非正規社員の処遇改善・均等待遇要求を今後も行っていくことを通告し、15春闘要求書について「整理」終了した。

ユニオン全国ネット発

『最賃いますぐ時給1000円に！生活できる賃金を！
『ユニオン全国同時アクション』

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク
事務局長 岡本 哲文

ユニオン全国ネットは、現在32都道府県の74団体が参加する誰でも1人でも入れるコミュニティ・ユニオンのネットワーク組織である。1990年の結成以来、『あらゆる働き方に権利を！生活できる賃金と均等待遇の実現を！』とのスローガンをメインに掲げ、非正規雇用労働者の

権利拡大、生存権を守る社会的労働運動を展開し、「誰でもどこでも時給1200円以上！」を訴えてきた。

生活保護基準との「逆転現象」の解消のための最賃引き上げが頭打ちになりつつ、かつ都道府県格差が広がる中、2013年から『最賃いますぐ時給1000円に！』キャンペーンをよびかけ、昨2014年には『賃金アンケート』も実施した。この取り組みをさらに進めるべく今回のアクションを取り組んだ。

「アベノミクスの賃上げ効果」が喧伝され、今春闘期においても「安倍首相、賃上げを経営団体に迫る」といったパフォーマンスや「今年はベースアップ」との報道が連日のようにされてきた。しかし、賃上げされているのは大手企業の正社員が中心であり、労働者の4割近くを占め、そのほとんどが未組織である非正規雇用労働者の賃金はむしろ最賃時給に張りついているのが現状だ。低い所得が格差拡大、貧困増大の大きな要因でもある。最賃引き上げが非正規雇用労働者の賃金引き上げに直結し、生活できる賃金の実現につながる。非正規雇用の賃上げこそ！と切り込んでいこうと、中央最賃審議会での「目安」議論に焦点をあわせたこれまでの取り組みから、春闘での取り組みとした。

具体的には、2月28日、全国10都府県（栃木、東京、神奈川、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、福岡）で20を超えるユニオンが一斉に街頭に出て、統一スローガン、統一ビラ、横断幕を掲げながらの宣伝行動やパフォーマンス、ミニ集会、デモを展開した。前日27日に栃木では労働局に、三重では労働局、経営者協会、商工会議所に要請を行った。28日当日の行動でも福岡、兵庫、東京などでシール投票（最賃時給いくらにすべきか）を行うなど、創意工夫あふれる取り組みが各地をつなぐかたちで行われた。栃木、京都、大阪・泉州、兵庫ではユニオンだけではなく地域の地区労や共闘団体・運動団体との共同行動として展開された。

企業内のみならず地域で非正規雇用労働者の賃金引き上げを求める春闘期のコミュニティ・ユニオンらしい取り組みとなった。地域によっては公契約条例、リビング・ウェイズ条例制定運動に積極的に参加、取り組みも進められていく。中央最賃審議会、地方最賃に対する取り組みも続く。今後も各地のユニオンの創意工夫あふれる取り組みをつなぎ、広げ、さらには社会的連帯の輪を創りながら、生活できる賃金を実現していきたい。

全港湾発

福島連帯キャラバン行動

全港湾委員長 松本耕三

原発事故4年目福島県民大会

東日本大震災・福島原発事故から4年がたっているにもかかわらず、原発事故による避難生活者が12万を超えており、被災者への補償も行われていない。福島第一原発事故の收拾が全く進んでいないばかりか、汚染水は垂れ流しの状況である。それにもかかわらず、安倍政権は停止中の原発の再稼働を強行しようとしている。

このようななかで3月14日、「原発のない福島を！福島県民大集会」（福島市）が参加者6500人で開催され、すべての原発の廃炉と被害の補償、生活支援を国と東京電力に求めることなどが確認された。集会後、会場前で200人の労働者によって、「福島連帯キャラバン出発式」がおこなわれた。青年労働者20余名が脱原発・福島連帯を訴えて、福島から茨城など関東各地をまわって3月20日経団連前・東電前抗議行動までの「福島連帯キャラバン」に出発したのである。

各県のたたかひの交流

15日、キャラバンは、いまでも高濃度放射能が測定される飯館村、多くの帰還できない人が暮らしている膨大な戸数の仮設住宅がある南相馬市、鉄条網によって立ち入り禁止区域となっている浪江町などの実態を視察した。

その後、いわき市で市民団体との交流を行った。避難生活をしている大熊町住民、被災地での損害賠償訴訟や避難住民の対策に取り組んでいる市民団体、そして原発の廃炉作業に従事する労働者

との交流を行った。まさに、何も進んでいない原発事故の実態に驚くばかりであった。

16日には東海第二原発を抱える茨城県の平和運動センターとともに、三班に分かれて13市町村と茨城県に対して行政申し入れ行動を行った。もちろん、各単組の青年労働者が中心になって、町長や行政の災害対策担当者への要請行動を行った。青年たちはいきいきと行政申し入れや街宣での演説をおこない、青年活動家育成のためのトレーニング



福島県民大会

ングを実践した。（17日以降、きたい。）

広げよう福島連帯キャラバン

福島連帯キャラバンは、2013年11月から全日建連帯労組、全国一般全国協、全港湾（三単産）が、労働運動の強化のために、脱原発を課題とする青年労働者によるキャラバンの取り組みを準備してきた。2014年3月8日の郡山での県民大会を皮切りに関東4県を回り、15日には脱原発の日比谷野音での7000人集会壇上で、一週間のキャラバンの報告を行うなど福島連帯キャラバンの取り組みは成功した。



出発集会

福島連帯キャラバンは、三単産が発起人として始まったが、運動が三単産の範囲にとどまらせてはならない。課題は「①労働組合としての脱原発の取り組みの強化、②脱原発運動への青年労働者の参加」である。14年、15年福島連帯キャラバンの成功をふまえ、もっと、もっと広い労働組合の参加を、もっと多くの青年労働者の参加をもとめて、すべての原発の廃炉、脱原発社会の実現のため、青年活動家育成のキャラバンへとつなげていきたい。

大阪発

混合組合に関する最高裁決定についての声明

大阪教育合同労働組合
執行委員長 酒井さとえ

昨日（3月31日）、最高裁は2014（平成26）年（行ツ）274号上告事件について棄却決定ならびに2014（平成26）年（行ヒ）287号上告受理申立事件について不受理決定を行った。

本件は、2010年度及び2011年度講師雇用継続団交を大阪府・府教委が拒否したことは不当労働行為であると認定した中央労働委員会命令の取り消しを求めて、大阪府が提起した行政訴訟に対する最高裁の決定である。本件は、中労委命令取消請求を東京地裁及び東京高裁において棄却されたため、2014年3月に大阪府が上告及び上告受理申立を行っていたものである。

大阪府労働委員会、中労委、東京地裁、東京高裁における争点は、混合組合である当労組は不当労働行為救済申立人適格を有するか、また講師雇用継続要求は義務的団交事項かであった。

申立人適格については、大阪府労委は当労組が1992年に救済申立を行って以降2009年まで地方公務員法適用者が構成員の多数を占めると推測されるとの理由で、これを認めてこなかった。他方、中労委は、労働組合法適用者に関わることについて混合組合は構成員の量的割合に関わりなく申立人適格を有するとの判断を行ってきた。この間、大阪地裁が2001年に、大阪高裁が2002年に、当労組の申立人適格を否定して当時の大阪地労委命令を支持する判決を出していた。

このように、混合組合の不当労働行為救済申立人適格については裁判所及び労働委員会で見解が分かれていたが、今回の最高裁決定によってようやく決着がついた。

すなわち、混合組合は、労働組合法適用者については労働組合法上の労働組合として、地方公務員法適用者については地方公務員法上の職員団体として、複合的性格をもって法律に保護された団体交渉を行う権利を保障されるというものである。

今回の最高裁決定は、全国の地方自治体で急増する非常勤職員等が、同一の職場に働く一般職員とともに団結することを推奨するものである。もはや一般職と特別職が、常勤と非常勤が、正規と

非正規がバラバラに団結する必要はなくなった。

あと一つの争点である雇用継続要求については、大阪府は臨時・非常勤講師は毎年新規任用になるのであるから、労働組合との団交事項ではないとして団交を拒否したものである。この主張は、橋下徹前知事が就任した 2008 年に、従前の団交が違法であったとして言い始めたものであった。しかし、今回の最高裁決定によって、中労委命令、東京地裁判決、東京高裁判決が支持され、雇用継続要求は義務的団交事項であることが確定した。地方自治体は、非常勤職員等の雇用（任用）継続を求める労働組合との団交を拒否できない。雇用（任用）を打ち切る場合は、団交において解雇理由を説明して労働組合を説得することが求められる。公務員だからということは理由にならない。

混合組合問題に関係して大阪府・大阪市が当労組との団交を拒否している事件は本件以外に 11 件あり、大阪府労委、中労委、大阪地裁、大阪高裁、東京地裁で係属中である。その中には、地方自治法に反して、大阪府議会の承認を経ないまま訴訟を提起した事件も数件含まれている。今回の最高裁決定を受けて、大阪府及び大阪市はすべての訴訟を取り下げ、労働委員会命令をただちに履行すべきである。大阪府・大阪市は労働組合敵視政策を反省し、労使関係の正常化を行うべきである。

当労組は 1989 年 11 月に結成した、「教育現場の労働者が 誰でも入れる みんなでつくる教育合同」をスローガンとする混合組合である。「非正規公務員」や「官製ワーキングプア」などといった言葉が登場する以前から、教育現場は多くの「非正規公務員」によって支えられ、成り立っていたにも関わらず、権利や労働条件への取り組みが弱かったことへの決別から混合組合という道を選択した。

今回の最高裁判決は、私たちが主張してきた「非正規公務員」の労働者としての権利を確固たるものとした。大阪府は、公立学校で働く教職員は、地方公務員法により労組法の適用外であるとの主張から 2010 年より当労組との団体交渉を拒否してきた。しかし、いまや多くの公立学校現場で様々な雇用形態の労働者が働いており、地方公務員法が適用されない特別職公務員が多く存在している。彼らの労働者としての「権利」を認め、労働条件や次年度の雇用条件についての団交を拒否した大阪府の違法性を認めた最高裁決定は、いま、日本中で権利を奪われ、「任用」という言葉でいいように使われている「非正規公務員」の問題を浮き彫りにし、新たな権利獲得のたたかいを可能とする。

当労組は、今回の最高裁決定を受けて、非正規公務員と正規公務員がともに団結する混合組合の発展強化にむけて奮闘することを誓うものである。

以 上

「労運研第3回研究会」

日 時 4月12日(日)14時～16時30分
場 所 飯田橋「東京しごとセンター」セミナー室
問題提起 山下 恒生氏
(大阪教育合同労組特別執行委員)
参加費 500円(個人賛助会員は無料)

編集子ひとこと

集団的自衛権行使は米の「番犬」になること― 山拓さん

朝日新聞に「耕論」と題する面がある。4月3日号に「イラク派遣にかかわった政権幹部に、当時の教訓と、これからの安全保障のあり方について聞く」とし、当時自民党幹事長だった山崎拓氏へのインタビューが掲載された。

山崎氏の論旨は実に明快で説得力がある。

当時の判断に対する歴史の審判を受けているようにも思える」とし、「イラクへの自衛隊派遣は行き過ぎだった」誤りを認める。「パウエル国務長官が来日し、『イラクに大量破壊兵器がある。フセイン大統領に使われると甚大な被害が発生する恐れがある』との説明に、その主張をうのみにした。米国追随主義の典型であり、米国の圧力というよりも、日本の政治家に叩き込まれた『日米同盟堅持』という外交理念によるものが大きい。同盟堅持のため、米国の要求にはできるだけこたえようという『対米コンプレックス』の表れだったかもしれない。」と。「イラク戦争という力の裁きの結果、「イスラム国(IS)」という鬼子生まれた。製造の間接責任は私にもある」と自責の念を表明する。

「歴代自民党政権が『集団的自衛権は行使できない』としてきた政府見解を解釈改憲で覆した。それはまさに『アリの一穴』なのに、首相はその危なさに気づいていない。日本が集団的自衛権を行使して、米国を守りにいくというが、現実に米国を攻める国はありません。ありうるケースは、米国が世界の警察官としてふるまう時、『自分も年を取ったから、日本も一緒に戦ってくれ』という状況です。」「今回の安保法制は、米国のいわば『番犬』となるための法整備となりかねない。米国が国連決議なしに中東の紛争にかかわる時、『番犬』として自衛隊が巻き込まれるのはばかげている。イスラムのシーア派とスンニ派の闘いはどちらが正しいかわからない。『日本は関係しない』と言う方がよっぽどましです。より多くの国と安全保障協力すれば日本の安全が確保されるという考えは間違いです。他国の戦争に出ていかないことこそ本当の平和主義。積極的平和主義の美名の下に軍事貢献するより、他国が『日本のようになりたい』と思う良い意味の一国平和主義をめざすべきです」と喝破する。

戦争法制への与党の大枠合意をうけ、法案成立への日程が加速している状況で、正念場となる夏までどのような訴えや行動を組織するのか。労働運動もまた歴史の審判を受けようとしている。

(事務局 千葉)